

## 税制改正等の内容

平成25年3月30日付で所得税法等の一部を改正する法律（平成25年法律第5号）が公布され、源泉所得税関係について次のような改正が行われています。

### 1 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置が改正されました。

この改正は、平成26年1月1日以後に支払を受けるべき非課税口座内上場株式等の配当等及び同日以後の非課税口座内上場株式等の譲渡について適用されます。

#### (1) 改正前の制度の概要

居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者（非課税口座を設定しようとする年の1月1日において20歳以上の人に限ります。以下「居住者等」といいます。）が、金融商品取引業者等の営業所に開設した非課税口座内で管理される上場株式等（以下「非課税口座内上場株式等」といいます。）<sup>(注)</sup>について、非課税口座を開設した日から同日の属する年の1月1日以後10年内に得た次の所得については、所得税を課さないこととされています。

- ① 非課税口座内上場株式等の配当等（非課税口座が開設されている金融商品取引業者等を経由して支払を受けるものに限ります。）
- ② 非課税口座内上場株式等の当該金融商品取引業者等への売委託等の方法により行う譲渡による譲渡所得等

(注) 非課税口座に受け入れられる上場株式等は、非課税口座を開設した日から同日の属する年の12月31日までの期間内に受け入れたものの取得対価の額の合計額が100万円を超えないもの等に限られます。

なお、この非課税措置は、平成26年1月1日以後に支払を受けるべき非課税口座内上場株式等の配当等及び同日以後の非課税口座内上場株式等の譲渡について適用することとされています。

#### (2) 改正の内容

- イ 非課税口座を開設することができる期間が、平成26年1月1日から平成35年12月31日までの10年間（改正前：平成26年1月1日から平成28年12月31日までの3年間）とされました。
- ロ 非課税の対象となる配当等及び譲渡所得等が、非課税口座に非課税管理勘定<sup>(注)</sup>を設けた日から同日の属する年の1月1日以後5年（改正前：非課税口座を開設した日から同日の属する年の1月1日以後10年）内に得た

上記①②及び③の所得とされました。

(注) 非課税管理勘定とは、非課税口座以外の取引に関する記録と区分するために下記ハにより設けられる勘定で、平成26年から平成35年までの各年に設けられるものをいいます。非課税管理勘定に受け入れられる上場株式等は、非課税口座に非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の12月31日までの期間内に受け入れた次の上場株式等の取得対価の額（ロ）の上場株式等については、移管時における時価）の合計額が100万円を超えないもの等に限られます。

(イ) その非課税口座を開設された金融商品取引業者等を通じて新たに取得した上場株式等で、取得後直ちにその非課税口座に受け入れられるもの

(ロ) その非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定から一定の手続の下で移管がされる上場株式等

ハ 非課税口座を開設された金融商品取引業者等は、その非課税口座を開設した居住者等から提出を受けた非課税適用確認書<sup>(注)</sup>に記載された勘定設定期間（非課税口座に新たに非課税管理勘定を設けることができる期間をいいます。以下同じです。）内の各年の1月1日（年の中途において非課税適用確認書が提出された場合におけるその提出年にあつては、その提出の日）に非課税管理勘定を設けるものとされました。

(注) 非課税適用確認書とは、居住者等からの申請に基づき税務署長から交付を受けた書類で、次の①から③までのいずれかの勘定設定期間、その勘定設定期間の区分に応じた基準日における国内の住所その他の事項が記載された書類をいいます。

	勘定設定期間	基準日
①	平成26年1月1日から平成29年12月31日まで	平成25年1月1日
②	平成30年1月1日から平成33年12月31日まで	平成29年1月1日
③	平成34年1月1日から平成35年12月31日まで	平成33年1月1日

非課税適用確認書の交付を受けようとする居住者等は、勘定設定期間の開始の日の属する年の前年10月1日からその勘定設定期間の終了の日の属する年の9月30日までの間に、その勘定設定期間の基準日における住所を証する書類（住民票の写し等）を添付した交付申請書を、金融商品取引業者等の営業所の長に提出するものとされています。



5 源泉所得税の納税地に異動があった場合の賦課決定の所轄庁及び異議申立先等の見直しが行われました。この改正は、平成25年6月1日から適用されます。

- (1) 源泉所得税に係る加算税の賦課決定及びその徴収につき、旧納税地を所轄する税務署長が納税地の異動の事実を知らないことにつきやむを得ない事情等があるときは、その税務署長がその賦課決定等を行うことができることとされました。
- (2) 源泉所得税及びその加算税に係る納税の告知処分につき、その処分後に納税地の異動があったときの異議申立ては、新納税地を所轄する税務署長に対してすることとし、また、異議申立て後に納税地の異動があったときの異議決定は、新納税地を所轄する税務署長がすることができることとされました。
- (3) 源泉所得税及びその加算税に係る納税の告知処分につき、その処分後に納税地の異動があったときの審査請求に係る書類の提出は、新納税地を所轄する国税不服審判所の支部にすることとされました。

6 相続財産に係る株式をその発行した非上場会社に譲渡した場合のみならず配当課税の特例の適用対象者の範囲に、相続税法等において相続又は遺贈により非上場株式を取得したものとみなされる個人が追加されました。この改正は、平成27年1月1日以後に開始する相続又は遺贈により非上場株式を取得したものとみなされる個人について適用されます。

7 上場証券投資信託等の償還金等に係る課税の特例の適用対象に、国外において発行された公募株式投資信託で金融商品取引所又は外国金融商品取引所に上場されているものが追加されました。この改正は、平成25年4月1日以後の上場証券投資信託等の終了又は一部の解約について適用されます。

8 非居住者等が受ける振替社債等の利子等の非課税制度については、一定の振替社債等の利子等を除き、その適用期限が撤廃されました。

〈参考〉

上場株式等の配当等及び源泉徴収選択口座内調整所得金額に係る軽減税率は平成25年12月31日をもって廃止され、平成26年1月1日以後は15.315%の源泉徴収税率が適用されます。

【上場株式等の配当等に対する源泉徴収税率（所得税と復興特別所得税の合計税率）】

支払確定日		～平成25年12月31日	平成26年1月1日～
個	居住者	7.147% (他に住民税3%の特別徴収)	15.315% (他に住民税5%の特別徴収)
	非居住者（国内に恒久的施設を有する場合）	7.147%	15.315%
人	非居住者（国内に恒久的施設を有しない場合）		
法人			

(注) 発行済株式の総数又は出資金額の3%以上に相当する数又は金額の株式又は出資を有する個人が支払を受ける上場株式等の配当等については、上記のいずれの期間においても20.42%（住民税なし）の税率により源泉徴収することとされています。

【源泉徴収選択口座内調整所得金額に対する源泉徴収税率（所得税と復興特別所得税の合計税率）】

支払確定日		～平成25年12月31日	平成26年1月1日～
個	居住者	7.147% (他に住民税3%の特別徴収)	15.315% (他に住民税5%の特別徴収)
	非居住者（国内に恒久的施設を有する場合）	7.147%	15.315%
人			

平成28年1月1日以後に適用される主な改正事項

1 特定公社債及び公募公社債投資信託等の受益権の課税方式

特定公社債、公募公社債投資信託の受益権、証券投資信託以外の公募投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権で公募のもの（以下「特定公社債等」といいます。）から生じる所得について、次のような改正が行われました。

(注) 「特定公社債」とは、国債、地方債、外国国債、公募公社債、上場公社債、平成27年12月31日以前に発行された公社債などの一定の公社債をいいます。

- (1) 平成28年1月1日以後に居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者（以下「居住者等」といいます。）が支払を受けるべき特定公社債等の利子等については、20%源泉分離課税の対象から除外され、20%（所得税15%、住民税5%）の税率による申告分離課税の対象とすることとされました。

なお、平成28年1月1日以後においても特定公社債等の利子等の金額に15%の税率を乗じて計算した所得税を源泉徴収（居住者の場合には他に住民税5%を特別徴収）することとされています。

(注) 特定公社債等の利子等（源泉徴収（特別徴収）が行われたものに限り。）については、確定申告を要しないものとすることができます。

- (2) 平成28年1月1日以後に居住者等が特定公社債等の譲渡をした場合の譲渡所得等については、非課税の対象から除外され、20%（所得税15%、住民税5%）の税率による申告分離課税の対象とされました。
- (3) 特定公社債等の償還又は一部解約等により支払を受ける金額については、これを特定公社債等の譲渡所得等に係る収入金額とみなすことにより、20%（所得税15%、住民税5%）の税率による申告分離課税の対象とされました。
- (4) 平成28年1月1日以後は、居住者等が取得する一定の特定公社債等を、特定口座に受け入れることができるとされました。
- (5) 平成28年1月1日以後に源泉徴収選択口座に受け入れた特定公社債等の利子等又は上場株式等の配当等に対する源泉徴収税額を計算する場合において、その源泉徴収選択口座内における特定公社債等又は上場株式等の譲渡所得等の金額の計算上生じた損失の金額があるときは、その利子等又は配当等の額からその損失の金額を控除した残額に15%の税率を乗じて計算した所得税を源泉徴収（居住者の場合には他に住民税5%を特別徴収）することとされました。

## 2 特定公社債以外の公社債及び私募公社債投資信託等の受益権の課税方式

特定公社債以外の公社債、私募公社債投資信託の受益権、証券投資信託以外の私募投資信託の受益権及び特定目的信託の社債的受益権で私募のもの（以下「一般公社債等」といいます。）から生じる所得について、次のような改正が行われました。

- (1) 一般公社債等の利子等については、20%源泉分離課税を維持することとされました。なお、同族会社が発行した社債の利子でその同族会社の役員等が支払を受けるものは総合課税の対象とされました。
- (2) 平成28年1月1日以後に居住者等が一般公社債等の譲渡をした場合の譲渡所得等については、非課税の対象から除外され、20%（所得税15%、住民税5%）の税率による申告分離課税の対象とすることとされました。
- (3) 一般公社債等の償還又は一部解約等により支払を受ける一定の金額については、20%（所得税15%、住民税5%）の税率による申告分離課税の対象とされました。なお、同族会社が発行した社債の償還金でその同族会社の役員等が支払を受けるものは総合課税の対象とされました。

## 3 割引債の課税方式

平成28年1月1日以後に発行される割引債については、発行時の18%源泉徴収を適用しないこととされました。また、同日以後に個人又は普通法人等以外の内国法人若しくは外国法人に対して支払う割引債の償還金については、その支払時に、その償還金に係る差益金額<sup>(注)</sup>に15%の税率を乗じて計算した所得税を源泉徴収（居住者の場合には他に住民税5%を特別徴収）することとされました。

(注) 差益金額は割引債の区分に応じて一定の方法により計算することとされています。

## 4 金融機関等の受ける利子等に対する源泉徴収の不適用の特例等

金融機関が支払を受ける利子等、公共法人等及び公益信託等に係る利子等、非居住者又は外国法人が受ける振替公社債等の利子等については、平成28年1月1日以後に支払を受けるべきものから、公社債又は投資信託若しくは特定目的信託の受益権の利子等の支払を受ける者の所有期間にかかわらず、その全額について源泉徴収を不適用又は非課税とすることとされました。

※ 上記1～4における税率は、所得税のみの税率となっています。所得税の源泉徴収を行う際は併せて復興特別所得税の源泉徴収を行うこととされています。

## 租税条約関係（発効）

### ○ サモア独立国との租税情報交換協定が発効しました

日本とサモア独立国との間で、「租税に関する情報の交換のための日本国政府とサモア独立国政府との間の協定」が発効しました。

本協定は、租税に関する国際標準に基づく税務当局間の実効的な情報交換の実施を可能とするものあり、一連の国際会議等で重要性が確認されている国際的な脱税及び租税回避行為の防止に資することとなります。

本協定は、平成25年7月6日に発効しましたので、日本の源泉所得税については、同日以降に課されるものから適用されます。

## 租税条約関係（未発効）

### ○ アメリカ合衆国との租税条約を改正する議定書が署名されました

日本とアメリカ合衆国との間で、「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の条約を改正する議定書」の署名が行われました。

この改定議定書は、2004年に発効した現行条約の一部を改正するものであり、両国間の投資交流を一層促進するため、投資所得に対する源泉地国免税の対象を拡大しています。

改定議定書の主な内容は以下のとおりです。

#### 1 投資所得に対する源泉地国での限度税率等

	配当	利子
現行条約	免税要件：持株割合50%超 保有期間12か月以上	原則：10% 金融機関等の受取利子：免税
改正条約	免税要件：持株割合50%以上 保有期間6か月以上	原則：免税

#### 2 相互協議手続における仲裁制度の導入

#### 3 徴収共助の拡充

本改正議定書は、今後、両国において国内法及び外交上の手続を経た後、効力を生じ、源泉所得税については、効力を生ずる日の3か月後の日の属する月の初日以後に支払われるものから適用されます。

○ ニュージーランドとの租税条約が署名されました

日本とニュージーランドとの間で、「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とニュージーランドとの間の条約」の署名が行われました。

新条約は、現行条約の内容を全面的に改めるものであり、投資先の国における投資所得に対する課税を軽減又は免除するとともに、租税回避行為の防止のための規定等を設けています。

新条約の主な内容は以下のとおりです。

1 投資所得に対する源泉地国での限度税率等

	配当	利子	使用料
現行条約	15%	規定なし	規定なし
新条約	免税（議決権10%以上） 15%（その他）	免税（政府、銀行等） 10%（その他）	5%

2 租税回避行為の防止のため規定の導入

源泉地国課税を免税とする範囲が大幅に拡大したことに伴い、条約の濫用による租税回避行為のおそれが増大することから、これを防止するために、以下の規定を設けています。

(1) 特典の制限に関する規定

(2) 条約の特典の濫用のための取引と認められる取引に関する規定

3 税務当局間の協議に係る仲裁手続の導入

4 税務当局間の情報交換に関する規定の導入

5 税務当局間の徴収共助の導入

6 その他

(1) 両国間で課税上の取扱いが異なる団体に関する規定の導入

(2) 移転価格課税の対応的調整に関する規定の導入

(3) 匿名組合条項の導入

新条約は、今後、両国における国内法及び外交上の手続を経た後、効力を生じ、その効力が生ずる年の翌年から適用されます。例えば、平成25年12月31日以前に発効した場合には、日本の源泉所得税については、平成26年1月1日から適用されます。

○ アラブ首長国連邦との租税条約が署名されました

日本とアラブ首長国連邦との間で、「所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とアラブ首長国連邦との間の条約」の署名が行われました。

日本とアラブ首長国連邦の間では、これまで租税条約は存在せず、本条約は、両国の緊密化する経済関係等を踏まえ、新たに締結するものです。本条約は、両国間の投資・経済交流を一層促進するため、進出企業の投資・経済活動に係る課税関係を明確にするものです。

本条約の主な内容は以下のとおりです。

1 投資所得に対する源泉地国での限度税率等

配当		利子	使用料
親子会社間(持株要件)	その他		
5% (10%以上)	10%	免税 (政府等受取) 10% (その他)	10%

2 税務当局間の協議 (相互協議) に関する規定の導入

3 税務当局間の情報交換に関する規定の導入

4 その他

- (1) 移転価格課税の対応的調整に関する規定の導入
- (2) 条約の濫用を防止するための規定の導入
- (3) 匿名組合条項の導入

本条約は、今後、両国において国内法及び外交上の手続きを経た後、効力を生じ、その効力が生ずる年の翌年から適用されます。例えば、平成25年12月31日以前に発効した場合には、日本の源泉所得税については、平成26年1月1日から適用されます。